



島根県報

平成23年9月2日（金）

号外 第 159 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

告 示

島根県告示第601号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年9月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	浜田作木線	邑智郡邑南町中野3860番16地先から同3870番3地先まで	前	メートル 9.70～ 20.80	メートル 143.00	県央県土整備事務所 不用物件発生 減幅 払下げ	
			後	9.70～ 10.50	143.00		
〃	桜江金城線	江津市桜江町長谷1528番1地先から同1313番4地先まで	前	A	3.00～ 74.00	1,522.00	浜田県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	9.00～ 75.00		
			後 B	9.00～ 75.00	1,220.00		
〃	津和野田万川線	鹿足郡津和野町邑輝410番1地先から同町山下859番1地先まで	前	A	4.80～ 8.00	1,450.00	益田県土整備事務所津和野土木事業所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
				B	11.00～ 67.00		
			後 B	11.00～ 67.00	1,060.00		